

札幌市医療的ケア児支援検討会 令和7年度第1回会議 会議録

日 時：2025年7月24日（木）午後6時開会

場 所：オンライン会議（Zoom）

1. 開 会

○事務局（福澤調整担当係長） 時間になりましたので、ただいまから札幌市医療的ケア児支援検討会令和7年度第1回会議を開催したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、当課の課長が別の会議と重なっておりまして、今回は欠席でございますので、私のほうで進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

当検討会につきましては、今年度、改めて委員の皆様を委嘱させていただきました。事前にお送りしました委員名簿のとおり、外部委員と市の内部委員を合わせまして、今期は計19名の委員で構成されております。

改めての委嘱となりますので、委員の皆様全員にご挨拶をお願いしたいところですが、お時間の都合もありますので、今年度から委員に就任された外部委員の5名の方に一言ずつご挨拶をいただければと思います。

まずは、名簿順に、北海道立特別支援教育センター所長の柏木委員、ご挨拶をお願いします。

○柏木委員 特別支援教育センターの柏木と言います。よろしくお願いいたします。

学校の教員のときに訪問教育を担当していて、そのときに、医療的ケアのあるお子さんのところに指導に行ったり、その後、行政で肢体不自由、病弱、そして、医療的ケアを主に担当してきました。

今年度からお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（福澤調整担当係長） 続きまして、さっぽろ内科・リウマチ膠原病クリニック院長の近委員、よろしくお願いいたします。

○近委員 さっぽろ内科・リウマチ膠原病クリニックの近でございます。

以前は札幌医師会で政策を中心にやっていたのですが、今年から福祉と介護と医療ケア児等の会の担当となりましたので、私は専門がリウマチなのですが、こちらのほうも担当していきたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

○事務局（福澤調整担当係長） 続きまして、札幌訪問看護ステーション協議会から、訪問看護ステーションあみえるの岩間委員、よろしくお願いいたします。

○岩間委員 訪問看護ステーションあみえるの管理者の岩間と申します。よろしくお願いいたします。

今年から訪問看護ステーション協議会の役員になりまして、前任の御家瀬から引き継ぐ形になりましたので、分からないこともたくさんあるかと思うのですが、何かしらできればと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（福澤調整担当係長） 続きまして、札幌市みかほ整肢園園長の下野委員、お願いします。

○下野委員 札幌市みかほ整肢園で園長をしております下野です。よろしくお願いいたします。

今年度から札幌市自立支援協議会の子ども部会の立場から参加させていただきます。

みかほ整肢園は、札幌市から指定管理を受けて今年で6年目になりまして、去年4月から福祉型の児童発達支援センターということで、就学前のお子さんを対象としたセンターとなっております。

分からないことだらけですが、皆さんと一緒に学んでいけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（福澤調整担当係長） 次に、相談支援事業所ノックの原田委員に新たに委員に就任していただいたのですけれども、本日は、あいにくご欠席ということで、代理で相談支援事業所ノックの百合野様にご出席いただいております。

百合野様、一言、ご挨拶をよろしいでしょうか。

○百合野委員（代理） 皆様、お疲れさまです。

自立支援協議会の相談支援部会から派遣で参加させていただきます相談支援事業所ノック、清田の委託相談支援事業所の百合野と申します。原田の代わりで今回のみとなるかとは思いますが、参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（福澤調整担当係長） 継続して委員になられている方も含めまして、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

2. 会長、副会長の選任

○事務局（福澤調整担当係長） 次に、会長、副会長につきましても改めて選出する必要がございます。

どなたか、立候補またはご推薦はありませんか。

（「なし」）

○事務局（福澤調整担当係長） もしどなたも立候補も推薦もないということでしたら、事務局としては、引き続き、福井委員に会長をお願いできればと思っておりますが、皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」）

○事務局（福澤調整担当係長） 福井委員、お引き受けいただいてもよろしいでしょうか。

○福井委員 画面越しに圧力を感じて、当然、ノーとは言えないのですが、積極的にやらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（福澤調整担当係長） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、副会長も選任しなければならないのですが、どなたか、立候補または推薦があればいただきたいと思います。

（「なし」）

○事務局（福澤調整担当係長） 福井会長、どなたかご推薦はありますでしょうか。

○福井会長 今までずっと加藤さんと福井で仕事をさせていただいて、加藤さんのほうが一足先に退任されました。1期2年ですよね。私も、もう最後にしたいと思っているので、その後のことを前から考えており、やはり医療的ケアのいろいろな経過を知っている人がいいのかなと思って、今回、新たな委員として、特別支援教育センターの柏木所長に委員就任をお願いいたしました。そして、今後もこの検討会も支えていただければという願いを込めて、皆さんがよければ、柏木委員に副会長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」）

○福井会長 福澤係長、そういうことで進めてよろしいでしょうか。

○事務局（福澤調整担当係長） それでは、柏木委員、よろしいでしょうか。

○柏木委員 まだまだ力不足ですけれども、何かお役に立てればと思います。これからも頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（福澤調整担当係長） それでは、今年度からは、福井会長、柏木副会長の体制でこの検討会を実施してまいりたいと思います。

では、福井会長、一言、ご挨拶よろしくお願いいたします。

○福井会長 この医療的ケアをめぐる問題は、この会議が始まったときから比べると、もう格段に進歩して、制度、地域の条件、人材が大きく成長したと私は受け止めています。

しかし、一つ一つの課題を意見交換してみると、やはりまだまだ十分ではない、もっとこういうような仕組みや考え方、そして、子どもたちや保護者への対策が必要ではないかという声があるわけです。また、支援をする看護師など様々な人たちにも、いろいろな苦勞もあるわけです。そういうものをここで集約して、一步一步、解決をしていけたらいいなと思っております。

1年に2回の会議になりますが、事前に事務局と打合せをしながら、会議の内容や進め方を検討しています。皆さん方もこういう話題を取り上げてほしいとか、実はこういう問題があつてなかなか解決に至っていないということがあつたら、ぜひ事務局に投げかけていただいて、私たちみんなで共有していきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それから、今日、市の担当の人たちから物すごくたくさんの取組の情報が提供されるわけですが、新しく委員になった方々も含めて、それに対する受け止めや意見あるいは要望、分からないことがありましたら、ぜひ手を挙げていただければいいなと思っています。

これは皆さんに関わることなので、ぜひ積極的に参加していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○事務局（福澤調整担当係長） 福井会長、どうもありがとうございました。

なお、今年度も北海道の子ども家庭支援課で医療的ケア児支援をご担当されている福士様、坂本様にもオブザーバーとして参加していただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行については福井会長にお願いしたいと思います。

3. 議 事

○福井会長 それでは、早速、始めます。

いろいろな資料を用意していただいて、資料の内容がどんどん膨らんできて心強く思っているのですが、今年度、札幌市で行われている医療的ケアの関連事業について、事務局からご説明をいただきたいと思っております。

皆さんからもご意見やご質問あるいは情報提供があれば、重ねて手を挙げていただければと思います。お願いいたします。

○事務局（福澤調整担当係長） 事前にお送りいたしました資料1のとおり、札幌市の医療的ケア児の支援に関する事業の一覧表を今年度版に更新しております。各事業の所管部署の方にご協力いただきまして、昨年度の実績値や今年度の方向性などについて記載しております。詳細については、ご資料でご確認いただきたいのですけれども、この中から幾つか担当する市の内部委員に説明していただこうと思います。

まずは、保育所での受入れの状況などにつきまして、子ども未来局の出口委員からご説明いただきたいと思います。

○出口委員 札幌市子ども未来局子育て支援課 出口です。それでは、保育所関連の現在の取組について皆さんにお伝えいたします。

保育所等の入所状況からになります。

公立保育所でのモデル事業では、令和7年度の清田区と北区での公募を7月7日に終えたところです。清田区は、昨年度より入所がなく、北区は、昨年度入所の児童が今年度の5月で退所いたしましたので、2か所の施設で公募をいたしました。

今回も清田区は応募がなく、北区には3件の応募がございましたので、これから対象児童を決定し、入所の準備を進めるところとなっております。

私立園についてですが、4月から新たに受入れを開始した施設もございまして、市内6施設にて7名の受入れとなっており、1施設では、複数の受入れをしていただいております。

昨年度より受入れ施設からは、医療的ケア児の成長はもちろん、ほかの園児も医療的ケアや医療的ケア児を自然に受け止め、相互の関わりの中で成長し合っているとの話を聞いております。

一方で、感染症にかかるなど、体調を崩すことが多く、そのことにより病状に影響を及ぼしているというケースもございまして、体調管理の難しさを感じているという声や、長時間の保育、児童発達支援通所施設との並行利用で疲れている様子が見受けられるなど、医療的ケア児の体力的な不安を感じるといったような声も受入れ施設からは聞かれております。

受入れ施設への支援についてです。

私立園の受入れに当たっては、子育て支援課にて受入れ検討の施設から相談を受けたり、関係機関との連携調整や受入れ準備や体制づくりについて助言をしたりし、受入れ準備を施設とともに進めているところとなります。

医療的ケア児保育事業補助金につきましては、今年度より補助対象経費を拡大いたしました3号研修等の必要な研修の受講に要する経費、物品の購入や災害時対策備品の整備に要する経費、園外活動における移動に要する経費も補助対象としております。

昨年度より、受入れ施設での安全な医療的ケアと保育の継続のため、札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置事業を活用し、医療的ケア児保育巡回指導を実施しております。主治医との連携が取れている施設も多くありますが、巡回指導により、医療的ケアと保育活動への助言を受けたり、看護師が相談できたりする機会となり、安心できるとの声が聞かれております。

また、医療的ケア児保育に関わる保育士や看護師の意見交換会の開催、本日は教育委員会と連携し、医療的ケア児の就学支援に関する勉強会を実施いたしました。

医療的ケア児の受入れに対する施設の意向や看護師の配置に関して状況の調査をさせていただきました。看護師の配置がない、保育士の確保が難しいという施設が大部分の中、受入れを検討したい、相談にのりたいという施設が幾つかございました。

看護師の配置があれば受け入れられるものではなく、保育のサポートも必要という声は、受け入れている施設からも聞かれておりますので、施設の状況を確認させていただきながら、安心・安全な医療的ケア児保育の体制整備の継続をしてまいりたいと思っております。

保育所等の状況としては以上です。

○事務局（福澤調整担当係長） ありがとうございます。ご質問につきましては、後ほどまとめて伺いたいと思います。

続きまして、市立学校への看護師配置や受入れ状況などについて、教育委員会の田村委員からお願いいたします。

○田村委員 私は、教育委員会学びの支援担当課の田村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、市立学校における医療的ケア児への対応ということで説明をさせていただきます。

新たに委員にご就任された方もいらっしゃるのので、これまでの経緯も含めて、現状について、若干お話しさせていただきたいと思っております。これまでいらっしゃった皆様については、十分にご承知いただいている内容もあるかと思えますけれども、なるべく簡潔にご説明差し上げたいと思いますので、ご容赦いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

資料におきましては、表の中の上から11番目の市立幼・小・中・高校への看護師配置という事業と、その下の市立特別支援学校への看護師の配置及び研修、そして、その下段の札幌市立学校における医療的ケアの実施に係る連絡会議の三つを主な内容として上げさせていただいております。

このうち、まず一つ目の市立幼・小・中・高校への看護師配置につきましては、改めて言わずもがなではあると存じますけれども、平成28年6月に児童福祉法等の改正が行われたことによって、通常校における看護師の配置の検討が始まったという経緯がございます。その中で、その支援や対応に関する各関連分野との連携や体制整備という具体的な内容が示されたことをもって、平成30年度からモデル事業としてスタートしたという経緯がございます。

平成30年度及び令和元年度において、モデルケースということで、対象校数2校、対象児童生徒数2名を週1日、5時間程度からスタートいたしまして、令和2年度からはモデル事業が外れて正式な事業としてスタートしているような状況になっております。

令和2年度以降は、年度ごとにどんどん校数や人数は増えていって、直近の3年については、資料にもお示しさせていただいているのですけれども、令和5年度においては21校22名、令和6年度においては25校26名、令和7年度においては27校29名というところで、年度を追うごとに対象校、対象児童生徒数が増えているような状況になっております。

こちらは、全ての市立の幼稚園から小・中学校、高校までを対象としているところもあり、こういう形で徐々に拡大してきているところではあるのですけれども、それに合わせて、令和3年度からは、必要な医療的ケアの内容や頻度に応じて、定時巡回というところで、30分からの医療的ケアに関する看護師の配置から、常時配置ということで、丸1日、7時間を使い分けて、効率的に看護師配置を実施するような形にしております。

また、令和6年度までは人材派遣会社に委託という形をお願いしていた看護師配置事業につきまして、令和7年度からは訪問看護ステーションさんのお力添えをいただきながら、さらに様々な方にご協力をいただくという体制を取って実施しているところでございます。

この医療的ケアの対象児につきましては、外部の医師、土島委員になるのですけれども、医療的ケア指導医として委嘱させていただいております。この看護師配置に係る相談業務を実施しております。学校における安全な医療的ケア実施体制の整備や、医療的ケア児の将来的な自立を見据えた効果的な看護師配置の体制についてご相談をさせていただきながら、こういった体制の構築のさらなる推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

課題としては、やはり対象となる児童生徒数が変動する傾向にある中で、その体制の安定的な維持の困難さが伴うというところを感じております。具体的に言いますと、やはり校数や対象児童生徒数が増えることに伴って、予算の増加が大きなところとしてはあります。

さらに、地域校における介助について、現状は介助アシスタントという有償ボランティアの方々にお願いしているのですけれども、なかなか特別な技能を有さない介助アシスタントの方などに行っているという状況については、専門の介助という分野においてもきちんとした人材の配置等が必要であるという認識を持ちながらも、その実施に対してなかなか困難な部分がございます。そのあたりについては、今後も継続的に検討していく必要があると感じているところでございます。

続きまして、表の下段の2番目の特別支援学校への看護師の配置及び研修につきましては、特別支援学校への看護師の配置は以前より随分行っているところですが、近年の動きとしましては、学校における医療的ケアの実施に関する検討会議というものを平成31年に実施しております。この中で、保護者の付添いの協力を得ることは、真に必要と考える場合に限るように努めるべきとされたことをもって、保護者の付添いの軽減を継続的な課題として進めているところでございます。

このことに基づいて、令和3年度には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されたことをもって、医療的ケア児及びその家族の支援に係る施策を実施する責務を有する旨が示されたところでございます。

これをもって、これまで保護者の常時付添いをお願いしていたところ、現在、常時付添いは外して、付添いについては、現在、校外学習や宿泊を伴う学習、その他特別に付添いが必要だと認められた場合においてのみ、保護者の付添いを実施しているところでございます。この中身の詳細につきましても、今後、段階的にさらなる保護者の負担軽減につなげていくべく、様々な場面で検討して進めているという状況でございます。

最後に、もう一つ下段のところですが、札幌市立学校における医療的ケアの実施に係る連絡会議につきましては、医療的ケア児に係る情報や知見などについて、共有、連携を図るために、医師、看護師配置事業の受託者、関係校の各者が一堂に会する会議体ということで設置しているものでございまして、この中で、今申し上げたような内容についての共有、現状の把握、保護者の付添いの軽減等、様々なことについて協議、連携するということを目的として設置しているものでございます。毎年度2回実施しているところでして、今年度も実施することを予定しております。

市立学校における医療的ケア児への対応についての概要は以上となります。よろしくお願いいたします。

○事務局（福澤調整担当係長） ありがとうございます。続きまして、昨年度から開始となりました医療的ケア児レスパイト事業と短期入所の補助事業について、障がい福祉課の仲上委員からお願いします。

○仲上委員 障がい福祉課給付管理係長をしております仲上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、今、説明のありました二つの事業について簡単にご説明させていただきます。

まず、札幌市の医療的ケア児レスパイト事業についてご説明いたします。

こちらにつきましては、医療保険の訪問看護を月1回以上利用している子どもを対象としていまして、内容としましては、医療保険の時間数を超える訪問看護や医療保険が適用されない自宅外での訪問看護を無料でご利用いただけるものとなっております。

昨年度の実績では、この表にありますとおり、令和6年度で81名の利用者ということですが、実際はお一人で二つの事業所に登録されている場合もありますので、そういった重複の部分を除くと、令和6年度では、実人数で73人の登録をいただいております。このうち、約半数の方に実際にご利用いただいているところでございます。

令和7年度からは、資料の右側に書かせていただいているとおり、札幌市の近郊で連携中枢都市圏という枠組みを設けているのですが、このうち、札幌市と協定を締結した八つの市町村と、近郊の苫小牧市の、計9市町村と連携事業として実施しています。

また、給付決定時間について、令和6年度は年間24時間で、10月に開始したので12時間だったのですが、令和7年度は年間48時間に拡充したところでございます。

令和7年度も、この約3か月で30名ほど新たに登録をいただいております。徐々に利用人数は増えているところですが、札幌市では、当初、約200人の登録が最終的にはあるのではないかと考えていましたので、引き続き登録人数を増やしていきたいと思っております。

続きまして、医療的ケア児等受入短期入所補助事業についてご説明いたします。

こちらは、令和6年度の4月から開始している事業でございまして、医療的ケア児等を宿泊にて短期入所で受け入れる体制を維持、改善するために、医療型の短期入所事業所に対して宿泊受入数に応じた補助をするというものでございます。

こちらについては、先に背景のご説明をさせていただきます。

右側に書いてあるとおり、医療的ケア児を宿泊で受け入れるためには、実情として正職員の看護師の配置が必要というお話がありましたが、法定給付費の算定上、宿泊の有無による差額が少額であるということ、また、障がい重い医療的ケア児の場合は、対応に複数名が必要となることもございまして、採算がなかなか難しいというお話があったところです。こういった声を受けて、令和9年度まで実施する事業としてスタートしたものが1日当たり1万円を上乗せするというこの事業となります。

もともと、令和3年度、令和4年度、令和5年度の3年間では、毎年1,300人台ぐらいの宿泊の受入れがあったのですけれども、令和6年度の実績としましては、1,498件ということで、補助事業を行ったことで少し数が増えたかなというところでございます。

私からの説明は以上です。

○事務局（福澤調整担当係長） これ以外にも様々な事業があるので、後ほどご質問等はお受けしたいと思うのですけれども、私からも1点、札幌市長が理事に就任しております医療的ケア児者を応援する市区町村長ネットワークについて、資料には記載がありませんが、本年度の総会が令和7年6月に開催されましたので、その中で報告があったことについて、ここでもお知らせしたいと思います。

医療的ケア児支援法が2021年に施行され、3年以上が経過したということで、法改正に向けた準備を国で行っているそうです。

この改正では、成人期への移行などが主要な論点となっているそうで、超党派医療的ケア児者支援議員連盟でも検討を進めているということでした。

2026年秋の改正法施行を目指しているということで、また詳細などが分かりましたらご報告があるということでございます。

また、市区町村長ネットワークでは、今年度も国への要望活動などを秋頃に行う予定でございます。また動きがあればご報告させていただきます。

事務局からの説明は以上でございますので、福井会長にお戻ししたいと思います。よろしくお願いします。

○福井会長 それぞれ、詳しい説明をしていただきました。ありがとうございました。

皆さんからご質問を受けたいと思いますが、いかがですか。

そうしたら、私からお伺いいたします。

最初の出口委員の説明の中で、公立の保育所と私立の保育所というのは、多少、相談のルートが違って来るかと思うのですけれども、担当のところには、誰から上がってくる相談が一番多いですか。最初の相談は、どこの筋から来るのですか。

○出口委員 北海道医療的ケア児等支援センターから来る場合もございますし、今ですと、区の保育所等を申し込むところに関しても、一旦、子育て支援課に相談をしてほしいという案内もしておりますので、当事者の方からのご相談をいただくことはございます。

○福井会長 分かりました。

そういうときに、もちろんセンターが絡むこともあると思うのですが、ずっと出口委員のところで対応するということは困難だと思うので、その該当地域の相談支援を担当する方々や、いわゆる医療的ケア児等コーディネーターと言われるような方が近くにいて、どこかに振るということもあるのですか。

○出口委員 現時点ではどこかに振るということはなく、やはり受け入れてくださる私立園の数がまだ少ないということもございますので、こちらである程度情報を把握できているものを当事者の方と一緒に相談していったり、考えていく、受入れを考えているという園と一緒に進めていくというところがあります。現状は、まだそういう地域の医療的ケア児等コーディネーターのお力をお借りするという状況にはなっておりません。

○福井会長 昨年からずっと課題になっていた相談支援の一つの医療的ケア児等コーディネーターという人の役割や機能をどう生かしていくかということで、例えば、先ほどの話の中で、学齢期になるときに教育委員会ともつながっていくという話をされましたよね。すごくいい取組だと思うのだけれども、結局、地域生活のことなどを考えたときに、役所の人だけが面倒を見るわけにいけないので、やはり地域のコーディネーターや相談員の方々の存在があったほうがいいのかなどと思うのだけれども、どなたか、そこら辺を解説してくれる方はいらっしゃるでしょうか。

今、出口委員に問い合わせたのは、そのきっかけになるところや地域の相談支援にどうつなげていくかということだと思うのですが、何か皆様からご意見はありませんか。

○土畠委員 今、北海道医療的ケア児等支援センターの話が出ていたので、それに関して発言をしたいと思います。

今、出口委員がおっしゃってくださったように、センターに保育園に行きたいのだけれども、どこが受け入れてくれるのかが分からないといったような相談が来て、そこから出口委員とも情報共有をして支援をするということが多いです。

地域の相談支援員につないでということは、ゼロではないですけれども、あまり数は多くなくて、前回のこの検討会でも議論になりましたが、保育園に通所を希望する方の多くが狭義の医療的ケア児と呼ばれる、ほかに障がいのない方々となります。その場合、障害者手帳を持っていないということで、ケアプランを立てるということがない、そうすると、指定相談支援事業所を使うことがないので、指定相談支援事業所をお願いすることがまず難しいということがあります。

もう一つは、どこの保育園が受けってくれる可能性があるか、私たちセンターも、各区でそのニーズが出るたびに、1人ずつお母さんたちと一緒に電話をして、ここは受けてくれそうだ、ここは話を聞いてくれそうだなど、いろいろ調査をしてきたところです。今年、札幌市の子ども未来局でも、ある程度、調査をしてくださって、ようやく見えてきたというところですが、その情報が広く公開できているわけなので、地域の相談員をお願いするときでも、それを全部共有することができないので、そうすると、最初から全部1件ずつ当たっていくということになってしまいます。ですから、医療的ケア児の保育所入所に関してコーディネーターが関わるということが結構難しい状況にあるのかなと思っています。

○福井会長 全て同じような状況ではないと思うのですが、今のように手帳を持たないようなタイプのお子さんの場合、いわゆる重心で対象になるようなお子さんというのは、やはりアプローチが違って来るのだらうと思います。問題は、そこで困らないで進んでいけばいいのです。そのご家族や当事者が、そこで保育を受ける、あるいは、就学するときに相談をずっと継続的にしてくれる方がそばにいれば、それがずっと役所の人ができるわけがないので、そのご家族にその地域の信頼できる人が生まれれば、自分のプランとして進んでいくのではないかなと思うのですが、そういう橋渡しまでお手伝いすれば自立した活動ができるのではないかなと感じたところであります。

○土畠委員 2点、補足です。

1点は、乳幼児の場合ですと、保健師が関わってくださることもあるので、保健師からご相談をいただいて、一緒に探していただくというケースはありました。

それから、コーディネーターに関わっていただくという点に関しては、私が先ほど申し上げたとおり、報酬面というか、インセンティブが何もないような状況です。これは、前回、窪田委員からもご意見をいただいたところでありますが、他県の例ですと、圏域アドバイザーというような、ここの地域はこの方が医療的ケア児のご相談に乗ります、コーディネートをしますというような形で行政が指名をして、当然、報酬というか、委託という形にしています。そうすると、医療的ケア児のことは委託を受けているので、ここの地域のことに限っては、困ったらやりますという形にしているところがあるというふうには聞いています。福祉圏域だったり、もう少し大きな圏域だったりするところもあると思うのですが、札幌だと10区に全部置くことがいいのか、2区ずつ5人を置くことがいいのか、半分に分けて2人とすることがいいのか、方法はいろいろありますが、そういうふうにしないと、相談支援専門員が関わることは難しいのかなと考えております。

窪田委員、状況としてはそうですね。

○福井会長 窪田委員、お願いいたします。

○窪田委員 僕も相談から離れて長いですが、いわゆる札幌市の相談支援体制について、自分がやっていたときと離れてから見える景色をこの検討会の場でもずっとお話ししていますが、札幌市の相談支援体制というところで行くと、現状はずっと変わっていないですね。

これだけ医療的ケア児が10区にいらっやって病院から出ていくとなつて、狭義の医療的ケア児もそうですし、いわゆる重症心身障がい児もそうですけれども、一体、どこがしっかり窓口になっているのだというふうになると、現状だと、障がいがあれば委託相談支援事業所となりますが、手帳がないと、なかなかそこも引っぱりづらいのです。

そもそも、札幌市は、まず基幹相談支援センターがあつて、委託相談があつて、指定相談があつてという構図だと、なかなかキャッチできないということがここ数年ずっと続いているので、どこかでも話したことがあると思いますけれども、札幌市の相談支援体制の見直しを提言なり何なりしていくという動きもやはり必要なのだろうというのは、毎度、この検討会に出て思うことではあります。

現状は、キャッチできる仕組みは、はっきりとないということは明らかだと思うのです。キャッチしてくれる事業所もあると思いますけれども、明確にシステムとしては成立していないと思います。

○福井会長 以前から、そこら辺が形になっていないけれども、個別に対処しているという実態です。そして、問題は、そこで困っている人がいるかという、何とか受け止めてあげている、何とか誰かがつないでいるというようなことを聞くので、全く機能していないかといったら、そうではないけれども、窪田委員が言うような組織的な系統的に誰もが分かるようなつながりにはなっていないというのは確かだと思うのです。特に、軽度の方々のものはほとんど分からないですね。

○窪田委員 そうですね。結果、受けられていないという実態すらも分からないという状況です。

もう一つは、土畠委員から説明のあったように、稲生会にやっていたいる道の事業では、札幌市にいらっしゃる方の相談のケースがすごく多いということも一つあります。ですから、結果、稲生会がやっている事業は、道の事業だけでも、札幌市の方をそこでキャッチしていただいているというようなお話もあったと思うので、そこに行っているのだろうとは思いますが、ただ、1か所に対応してくれているので、そこにいるからいいやということではないと思いますし、札幌市としてどうするかということは、相談支援体制というところを相談支援部会や自立支援協議会の中でも議論していく必要性はきっとあるのだろうと思うので、やはり提言が何かできればいいのかなと思ったりします。

○福井会長 何となく、私たちは頼っているという感じはありますね。何か困ったときには土畠委員のところに聞いてみよう、つなげてみよう。

今日も稲生会の方が傍聴で何人もいらっしゃるのですけれども、やはり皆さん方にそういうキャッチする力があつて信頼されているので、つながっていると思います。大きく見直しができる提言ができるかは分かりませんが、私たちは課題としてきちんと受け止めていったほうがいいのではないかと思います。

先ほども出口委員から就学前のお子さんたちの情報があつて、例えば、相当早い段階で就学の市の担当のほうにつないでいったら、直前に入りたいということに比べて、随分スムーズな就学になるのではないかなと思うのですが、教育委員会の担当の方からすると、なるべく早い段階で就学への相談があつたらいいということは実感としてあります。

○金澤委員 学びの支援担当課の金澤と申します。

なるべく早い段階でというのがどのぐらいの段階なのかというのは、お子さんによって多少違うのかなと思うのですけれども、今日もお話しさせてもらっていたのですが、就学に関わつて

考えていくのであれば、年中の冬くらいから年長の春くらいが、就学へ向けての見通しや、学校と相談するにしても状況が把握しやすいかなと考えております。

ただ、保護者の方から見たときに、小学校に入ったらどんな支援が受けられるのだろうかという不安が非常に強い方もいらっしゃるので、その場合には、早めからご相談をいただければ、その見通しを立てたりということも一緒にやっていけるのかなとお話ししていたところです。

学校に入ってから具体的にどんなものが必要なのか、どういう手順で進めていくのかということころは、年長の春までにご連絡いただければ間に合う状況ではあるのですが、不安になっている方が結構多いかと思うので、その部分については、最終的にはそのときのお子さんの様子に合わせますが、何歳であっても、こういうことができますよというご相談は受けております。

私たち学びの支援担当課でもお話を聞くことはあるのですが、幼児教育センターというところでも教育相談を受けていますので、そちらのほうでも十分お話しはできるような状況になっております。

○福井会長 特別支援学校への就学という仕事を私たちもやっていたわけですが、保護者も当然そのことを考えて相当事前に行動しているので、特別支援学校での受入れということでは、直前になってということはほとんどないわけです。時々、住居を移動するという場合で急に湧いてくる事例というものはある以外は、大体、地域の情報でキャッチしているというのが実態ですが、いわゆる普通小学校に行くというところでこれだけの数が出ているので、大分うまくいっているのではないかとは思いますが、市の担当者として、普通の小学校に行く就学と特別支援学校に行く就学というのは、やはり違う状況でしょうか。

○金澤委員 そうですね。特別支援学校に行く場合は、必ず幼児教育センターでの手続きも必要になりますし、お子さんの実態的にも重度の方が結構多いかと思うので、例えば、それまでに通っている児童発達支援事業所などから情報が入りやすいと思うのです。

それで、地域の小・中学校に行ってるお子さんにも、今、いろいろなケースの方がいらっしゃるので、例えば、導尿だけ、血糖値がという場合には、直接学校と相談していただいて、学校からこちらに連絡をいただくケースも結構あるのではないかと思います。そういう方でも幼児教育センターを通して相談をして学校につながるという方も、今は両方いる状況かなと思います。

あとは、やはり保健センターで保健師から教育相談の場所があるから相談してみてもということとつながるケースもあるかなと思っています。

○福井会長 保育園と幼稚園のつながっていく様子や、そこに相談がどういうふうに絡んでいくかというのが、何となく大体のイメージができてきたと思います。

今、保育関係と就学へ話になっているのですが、皆さん方が関わった中で、こういうところが課題になって、こういうところも課題ではないかを感じていることがあったら情報提供してほしいです。

○土畠委員 就学に関して、これは札幌市の事業ではないのですが、医療法人稲生会で3年前から医療的ケア児の就学ハンドブックというものをつくって、毎年更新をしているのです。札幌市教育委員会の幼児教育センターに相談に行くということももちろんあるのですが、北海道の特別支援学校に行くときに関しては、今日も参加して下さっていますが、特別支援教育センター、特センのほうに相談をするということも可能になっています。

あとは、先ほど来、話が出ている地域の小学校という選択肢も出てくるとなると、かなり複雑になってくるといえるのか、選択肢が多いだけに、どこに最初に行ったらいいのかが分からない、学校にダイレクトに相談したらいいのか、特センに行ったらいいのか、幼児教育センターに行ったらいいのかが分かりにくいということがあります。そういう方々からご意見があったので、私た

ちは、毎年10月に医療的ケア児の就学茶話会というものをやっていて、主に稲生会の患者さんですけれども、センターにご相談に来た方については、私どもの患者さんではなくても、こういうものがありますよという情報提供をしています。

就学ハンドブックに関しては、私たちのホームページで毎年更新して、公開をしております。札幌市と北海道の教育委員会に中身の確認をいただいています。私たちのほうでは、どこがいいとは言えないので、既存のいろいろな学校の選択肢、それから、その学校に行かれていますお子さんのご家族のインタビューを事例編として別冊にしています。

私たちのほうでは、2年前ぐらいからいろいろ動き始めたらいいですよというアドバイスをしています。

この後、チャットに貼りたいと思います。

○福井会長 ほかに関連して何か情報提供はありませんか。

それでは、もう一つ、私からお尋ねしたいのですが、先ほどの報告の中で、教育委員会の三つの事業を紹介されていて、数字が出ているので、変化していることがよく分かりました。

そこで、三つ目に説明していただいた連絡会議というものがありますね。この中で、いろいろな学校の現場の方もいらっちゃって、状況を共有しながらやっているのだけれども、受け入れることになって、例えば、看護師の配置などの体制は多分できていると思うのですが、学校のクラスや、そこに関わっている先生、子どもたちなど、そういうところで課題になっていることはありませんか。

○金澤委員 私より、もしかしたら土島委員のほうが詳しいかもしれないのですが、課題になっているところで言うと、学校内での連携がうまくいっているケースももちろんあるのですが、やはり看護師がいるという安心感で、どうしても看護師に任せてしまうというか、医療的ケアと教育のつながりではないのですが、何かそういうところの感覚というか、その捉えが十分につながりを持ちながら教育ができていると言われると、そこがまだ不十分な学校も正直あるかなと私自身は思っているところはあります。

今年はこれからですが、この連絡会議では、実際に子どもたちが自分の病気をどう受け止めているか、学校体制としていい事例も提案しながら、配置校の体制をいい方向に持って行ってほしいと思って、計画しているところではあります。

○福井会長 特別支援学校というシステムの中で、医療的ケアがもう全ての学校で常識になっているので、障がい種別関係なく、視覚支援学校に重度の医療的ケア児が普通に入ってきたり、知的障がいのところにも来たり、そこはもうかかわらず地域から受け入れております。でも、ここに至るまでには、相当いろいろな問題を克服しなければならなかったのです。やはり、学校としての専門性というときには、担任として医療的ケアの子どもの専門性を受け入れるのには相当ハードルが高いということを経験していた中で、ただ、今、ご指摘あったように、看護師がいることの安心感の一つの側面であるけれども、子ども自身が自立して教育を受けるということにおけるプラスの影響と、ひょっとしたら、マイナスの影響をもたらすような気もするのです。だから、そこは情報提供がどうこうということではなくて、よりよい体制整備や検討、考え方がどうあるべきかという方向の議論を当事者に向けていかなければならないのではないかと、私はそういうふうに感じております。まだやり始めたばかりですが、ぜひそういうチャレンジをしてほしいと思っています。

そういう経験をしていたので、この数はうれしいのですが、その数だけ、皆さん、悩みながら実践されているのではないかと想像してしまうわけであります。もしそういうことで、事例があったらまた紹介していただければと思います。

土島委員で、何かここで言えるような話はありませんか。

○土畠委員 先ほど金澤委員が言ってくれとおりで、一番の課題は、医療的ケア児支援法が施行されて看護師が配置できるようになったということはよかったのですが、1型糖尿病や導尿のお子さんだと、小学校中学年、高学年ぐらいになると、自分でできることが多いのです。医療的ケア児支援法施行前は、むしろ保護者が学校に行って医療的ケアをしなければいけないということがあったので、保護者はそれがもう5年も6年も続くと大変ということもあって、保護者も一生懸命本人に教えて、本人は自分でできるようになるということがあったわけです。

ただ、施行後は、看護師が配置できる、そのほうが保護者としては安心、そして、学校もマンパワーがすごく少ないので、先ほど介助員の話もありましたけれども、介助のための人を十分に配置できないとなると、プラスアルファで置ける人というのは、加配の教員というのは決まりがあって、決まった数しか来ないわけですが、看護師はその子専用につけられるということがあるので、結局、看護師を配置するのは大人たちにとってはとてもいいわけです。何なら、子どもにとっても安心ではあるかもしれないのですけれども、過去には自分でできるようになっていった子どもたちが、今の状況だとむしろできないようにさせられているということがすごく課題だと私は思っていて、サポート医としての活動がもう5年目ぐらいになるのですけれども、ずっとそのことについてやり続けてきました。

それで、保護者の要望がかなり強いので、保護者の要望を受けて主治医が指示書を書くことができるのですけれども、私から主治医に当たって、これは医療的ケアではないので、あるいは、本人が既にできているのでといった話をして、保護者にも会議に出てもらって、不安は分かるのだけれども、お子さんの将来のことを考えて自分でできるように看護師や先生が支援をしていっていいですかというようなことをしたり、最近では、お子さん本人にも会議に参加してもらって、やはり学校では担任の先生に関わっていただくということが大事だと思って、担任の先生から、看護師やお医者さんが自分でできると言っているから、来年からは看護師なしにしてみないかと子どもに言って、それで、子どもが頑張ってみるといようなことがようやくできるようになってきたと感じています。

ただ、入学前に全部の事例に私たちが関わっているわけではないので、何となくするっと入ってしまっただけで、学校から看護師がずっとつきます的な説明がされてしまうと、ずっとついてくれると思ったのにというような感じになって、なかなか大変なので、就学前から、お母さんには、できるようになっていたら看護師をどんどん外していきましょうという話をかなり言うようにしています。最初から言っているケースは、自立に向かってすごく進んでいくので、いいのです。

皆さん、もしかしたら就学前のお子さんたちに関わることがあるかもしれないのですが、自分でできることはどんどん自分でしていこうねということを、福祉の人も含めて、いろいろな人が言っていないと、看護師をつけたほうがいい、中には、看護師がいるのだったら学校でリハビリもしてもらったらいいいということをおっしゃる医療者の方もやはりいらっしゃるのです。やはり、学校は教育の場ですから、看護師がいるから医療もしてもらえばいいということではないと思うのですけれども、指示書が出てしまうと、学校としては断ることができないので、本当は指示書を出す医師も気をつけなければいけないと思うのですが、そんな状況が課題としてはあるかなと思います。

でも、最近、状況としては改善してきているような気はします。

○福井会長 センターのホームページを見たら、旭川医大で1型糖尿病の研修会をやると紹介されていて、一つ一つの事例でもスタッフの人たちが検討しているのだなという情報があって、今の話と重なるのだろうと見ていたところでした。

ありがとうございました。

○福井会長 それでは、もう一つ大きな議題がありますので、事務局からアンケートに関わる説明をお願いします。

○事務局（福澤調整担当係長） 前回の検討会では、医療的ケア児者の相談支援や医療的ケア児等コーディネーターにおける課題などについて議論いただきまして、札幌市ではコーディネーターの役割が不明確など、大変貴重なご意見をいただきました。どうもありがとうございます。

事務局としては、まずはコーディネーターの実態、実際に何をしているのかを把握したいと考えまして、コーディネーター自身が自分の役割や課題をどのように捉えているかなどについて、アンケート調査を実施しようかと思っております。それをきっかけにコーディネーターの役割を検討したり、コーディネーター同士のつながりをつくったりできればいいなと考えております。

今、お示ししているのがアンケート調査票の案でございます。

検討会の委員の方や関係者の方などからもご意見を伺いまして、なるべく答える方の負担にならないようにという形で作成したつもりではあるのですが、結構な分量になってしまいました。

今、ちょうど全国のコーディネーター支援協会でも、コーディネーター向けの実態調査のアンケートを行っているということで、設問内容も重複しているような項目もあるのですが、一旦、札幌市のコーディネーターのことも聞きたいということで残している部分もございます。

設問内容やこの調査自体にも、様々なご意見があると思いますので、今日この場でも結構ですし、後ほどメールなどで私にお知らせしていただいてもいいので、ご意見があればお寄せいただきたいと思っております。

アンケート自体は、全国のアンケートの回答期限が8月17日までになっているそうなので、少し間を空けて、9月頃に実施できればと思っております。

結果につきましては、早ければ次回の検討会でご報告できるかなと思っておりますので、皆様方のご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○福井会長 時を同じくしてアンケートが発出されたわけですが、数年たってみて、どうなっているかというのは、やはり当事者としては気になるころだと思います。多分、全国の方々も実態がどうなっているのか、現状がどうなっているのかということを知りたいがために、このアンケートを実施したのではないかと思います。

私自身、去年、アンケートをしたいと思ったときに、この全国の情報というものは全く入っていませんでした。ただ、頭の中で考えていたのは、やはりいい時期だったのだろうと、それだけは間違いないのですが、中身について、一応、これは案としてつくり上げたのですが、あまり突っ込んだ話もできないので、概要的なものや現状が把握できればいいかなということが1点です。

それと、今日のこれまでの話と結果的につないでいくということができればと思うのですが、まず、そのアンケートの是非もあるし、内容についてもご意見があればお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○事務局（寺田） 事務局の子ども部会の寺田と申します。

私も医療的ケア児等コーディネーター研修を初回のときに受けさせていただいて、今、社会福祉法人楡の会で相談支援専門員をしているのですが、このアンケートをやりますということを事務局で話し合った際に、実際にコーディネーターとして活動をしているわけではないので、答えづらいですという話をたくさんさせていただいて、何度か事務局内でやり取りをさせていただいた上で、障がい福祉課のほうで、今のこの形に整えていただきました。その途中で、また別のアンケートが来ていますというような情報提供をさせていただいたという経過があったのです。

委員の皆さんの中には、答える側の方もおられるでしょうし、もっとこういことを聞いたほうが実態が分かっているのではないかとご意見をいただいて、札幌市としてどういことを

考えていくのかということをお話と話し合えたらいいのではないかと、僭越ながら、事務局側としてはそう思っている次第ですので、ご意見をいただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○福井会長 皆さんの率直な思いを聞かせていただきたいと思います。

実態として、コーディネーター個人が聞かれているわけですね。でも、もう少し俯瞰して、先ほどから問題になっている、こういう子どもたちや保護者、あるいは、関係の動きに対して、札幌圏域にいる自分の立ち位置として、十分か、不十分かという内省みたいなものが出てくるのだと思うのです。本当は、突っ込んでいくと、そういうところも必要だと思うのですが、今は概要みたいなところを主に聞こうとしています。

こういう質問も加えたほうがいいのかというものがあつたらいかがですか。

○佐々木委員 自分も一応コーディネーターを持っており、全国のアンケートも拝見しました。今回のアンケートの4番目の内容で、医療的ケア児等コーディネーターとして活動実績がありますかという文言で、相談室の方だとまた違うのかと思うのですけれども、自分や訪問看護など他施設等で働いている方だと、コーディネーターとしてその職場に配置されているわけではないため、この表現が気になりました。

またこの活動実績というものは、どこまでの関わりの内容を活動実績として答えたらいいのかというところで、私も、前回の会議の際に、大阪における調査結果を話させていただきましたが、この辺の捉え方が現状としてはすごく難しく、何かこの辺がもう少しうまく聞けるといいのかなと感じたので、発言させていただきました。

○福井会長 やはり、当事者としては答えづらい表現がありそうな気がしますね。

そういう思いで、この研修を受けてコーディネーターとしての資格を取ったわけではないので、そこの聞き方を変えたほうがいいのか、2段階構えにしたほうがいいでしょうか。

○窪田委員 僕も寺田さんと同じタイミングで、最初の研修でコーディネーターを取りました。

ただ、僕もコーディネーターを持ちながら、実業としてはやっていない立場ですけれども、どちらかという、このアンケートの中で、実際にこのコーディネーターという資格をコーディネーターとして生かしてやっているという人は、かなり少ない実数で出るのではないかと思います。

それで、もうアンケートですから、実態は実態で分かればいいと思うのです。まずは実態が分かった上でどうアプローチするかということになっていくと思うので、やっていないのは、やっていないで構わないと思います。

それは、自分の職業選択の中で、僕も当時は委託相談室にいて、計画も書いていたので、正直に申し上げまして、加算要件だと制度がうたって、その研修だということで取りに行きました。ただ、自分自身が医療的ケア児者の方と関わっていたので、行ったらもちろん勉強にもなるということで行ったということもあります。ですから、単純に加算だけ取れるから受けておけばいいやというメンタルで受けたわけではないですけれども、実際の動機づけは、国の設計上、加算要件の研修がこれですということで通知が来たので受けに行きますということで、当時の事業と自分が所属した場所では全然真つ当な判断だったと思っています。

ですが、年々たっていつて、今、コーディネーターという職種に求められている状況と、つくった当時の制度設計に乖離があるということが現状だと思うのです。その上で、実際にどれだけこのコーディネーターという資格がご本人やご家族、関係機関の方たちが持っているイメージと乖離しているか、現在位置がどこなのかという実態が分かればいいと思うので、僕は、答えづらさというよりは、それぞれ皆さんに書いていただいたものが現状の札幌市のコーディネーターという位置づけの実態になるので、出てきた実態に対して、また、そこに対してアプローチをしていくということになっていくと思います。

この会でも、コーディネーターはいるけれども、全然こうだよねという話をずっとしています。ただ、それが数値としては出ていないので、対応の仕方はどうしようかということになっている現状もあると思うので、僕は、シンプルに、内容は別にこれでもいいのかな、別に変な内容だな、足りないなという気はしませんでしたという意見です。

○福井会長 ただ、書く段になって、それぞれの人のことを思うと心が揺れるという質問になっているということですね。

○窪田委員 実態だと思います。取った人たちが何か悪いわけでも何でもないのです。

○福井会長 そうなのです。それなのに、あなたはしていないという後ろめたさを問われるのはつらい話ですよという話をいただきました。

ほかにございませんか。

○真鍋委員 いつもお世話になっております。今回、コーディネーターのアンケートを見せいただきました。今、コーディネーターとしての資格をお持ちの方たちのお話を伺って、私はコーディネーターではないのですけれども、このアンケート自体は、その実態をコーディネーターに答えていただくというふうになっていますよね。でも、実は私はまだコーディネーターに出会っていないのです。出会っていないので申し上げますが、コーディネーターとしての具体的な活動と書いてあるのですけれども、何かコーディネートをしたことがありますかと聞くのはどうでしょうか。いろいろな職種の方がコーディネーターの資格を取っていらっしゃると思うとすれば、どの職種の方でも、平行した職種をお持ちの方でも、実際の自分の仕事としてコーディネートというような意識でされたことがありますかとお聞きしたほうが書きやすいのではないかと思います。

全然部外者で資格は持っていないのですけれども、本当にコーディネーター向けということですから、ひょっとしたら、お持ちではない方でもコーディネートをしたことがある方がいらっしゃるのではないかとことを思いました。この調査票はあくまでもコーディネーターの方という形になっているのですけれども、コーディネーターの資格は持っているけれども、やっていません、でも、看護師としてやったことがありますなど、そういうような事例はないのか、ずっと話を聞きながら、そんなふうに思っていました。

本当にただの感想を含めた意見です。

○福井会長 ご指摘のとおり、私も資格はないのですけれども、これまでを振り返れば、医療的ケアにかかわらず、あらゆるコーディネートをしているわけです。ただ、面白いことに、自分は全然そんなことを意識しなくても、私たちのような仕事をしていると、何かのきっかけで、子どもからでも、親からでも、地域からでも、話を受けたときから何かが整理されてどこかにつながっていくということは常にあるのだと思うのです。

今回、国が出しているのは、やはり専門知識を特化して持たせようという意図があると思うのです。この業界には、いろいろな資格を取るために、医療のことや教育のことや福祉のことを勉強した人たちは山ほどいるのだけれども、医療的ケアということに特化した勉強なり取組をしたことはありますかといったら、やはりそうすると、私たちの業界では弱さがあるのですよね。

ただ、今回、これをやったときに、この前、誰かも言ったと思うのですが、直接コーディネーターにならなくても、この資格を勉強して取ることの底辺の広がりというのは、やはりいい結果をもたらすことになるだろうと思っているのです。

でも、この医療的ケア児等コーディネーターになった人たちは、さっきの窪田委員の指摘ではないけれども、ほんの僅かな人しか引っかけられない可能性が高いと思うのですが、それでも、今後の検討の課題につながるのではないかと思います。だって、役所の人たちもコーディネーターの資格を持っていなくても、みんなやっというちゃいますよね。今の係長たちは資格を持っていませんよね。だけど、やっているわけなのです。国に対しては、これはもう絵に描いた餅にな

るよという指摘にもなるかもしれないですが、まずはここで一回止まって、私たちの周りではどんな動きになっているのかということが把握できたら、次の話になりそうな気がします。

真鍋委員も、きっとたくさんのコーディネートを毎日されているのではないかと思います。

もし内容や文言についてご意見があれば、福澤係長にお話ししていただいて、まずやってみたいと思います。

ただ、その文末などはもう一回精査してみたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○福井会長 今日の議題は二つだったのですが、皆さん方から何かお話はありせんすか。

(「なし」)

○福井会長 それでは、今年はもう一回の予定です。2回やるということを考えているので、それまでにアンケートを実施して、それが返ってきた頃にまたやることになりますね。

○事務局(福澤調整担当係長) そのようにしたいと思っております。

○福井会長 分かりました。

その前に、皆さんからアンケートに対するご意見をいただいて、9月に実施ができるようになればと願っております。

それでは、今日の二つの議題を終えたいと思います。

事務局から何かありませんか。

○事務局(福澤調整担当係長) 皆さん、本日はどうもありがとうございました。

そのほか、委員の方で、情報提供などがある方はいらっしゃいませんか。

○時崎委員 私から、情報共有ということで、医療的ケア支援者講座 in 北海道のお知らせをさせていただきます。

こちらの講座は、一般社団法人日本医療的ケア看護教員支援協会と北海道重症心身障害児(者)を守る会、NPO法人ソルウェイズが主催、共催ということで開催されます。

今日出席されている札幌市医療的ケア児支援検討会の委員の中にも関係者の方がいらっしゃいますが、医療的ケア児(者)の地域生活を支援する教育施設、福祉施設、訪問系の医療福祉サービスに勤務する看護師、保育士、教員、児童指導員、ヘルパーなど、広く支援者の育成を考えた講座になっています。

まず、日時が10月12日曜日の10時から17時、会場はアスティ45の16階の大研修室となっています。

午前中に講演がありまして、午後から分科会となっています。

分科会は、五つに分かれていて、こちらの第5分科会の地域生活、生活介護・在宅支援・グループホームというところで、医療的ケアや重い障がいがあっても、こんな暮らしをしたいという野望や夢を語り合う場となっております。私はこちらの進行のアシスタントで参加することになっております。

詳しくは、日本医療的ケア看護職員支援協会のホームページにも載っておりますので、ぜひご覧ください。たくさんのご参加をぜひぜひよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○事務局(福澤調整担当係長) 皆さん、よろしければご参加いただければと思います。

そのほか、何か共有したいことなどがある方はいらっしゃいませんか。

○土畠委員 毎年行っているものですが、8月9日に、YELL実践研究会という医療的ケア児の支援の実践例を報告する研究会を開催します。

演題の締切りはもう終わってしまったのですが、参加の登録はまだ7月31日までできますので、先ほどコメントのほうに送ったところからお申し込みいただければと思いますが、8月9日土曜日の13時から17時半まで、かでる2・7で開催いたします。

シンポジウムは、「医療的ケア者の自立生活」ということで、医療的ケアがある方で、ヘルパーを利用してひとり暮らしをされている4名の方に参加していただいて、お話を伺うことになっています。

一般演題は、第1回が8演題、第2回が14演題だったのですが、今年は22演題まで増えまして、今日参加していただいている方の中にもご発表いただく方がいらっしゃいますけれども、今日の話題になった就園、教育やグリーフケア、専門職でこんなことにチャレンジしましたということや、この研究会の特色が、毎年、医療福祉関係職ではない方が結構発表してくださるのです。今年は、医療的ケアを必要とする小学校6年生の医療的ケア児本人が、去年、東京大学で開催されたDO-I T J a p a nという障がい学生向けのプログラムがあるのですが、そちらに参加した報告をしてくださることになっています。専門家だけではなくて、医療的ケア児本人も、もちろん今年もグリーフ当事者の方、お子さんを亡くされた当事者の方や、今までも医療的ケア児のご家族の方が自ら発表されたという事例もありましたので、今年はぜひご参加いただいて、来年、皆さんもこんな実践したという報告していただけるといいのかなと思っています。よろしくお願いいたします。

○事務局（福澤調整担当係長） そのほかに、どなたかご発言されたい方はいらっしゃいませんか。

（「なし」）

4. 閉 会

○事務局（福澤調整担当係長） それでは、本日は、夜遅くまでどうもありがとうございます。次回の検討会については、準備ができましたらご案内させていただきますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の検討会を終了いたします。

以 上